

平成29年度 第3回江南市国民健康保険運営協議会 会議録

● 日 時 平成29年11月2日(木) 午後2時～午後2時50分

● 場 所 江南市役所 本庁舎3階 第3委員会室

● 出席者 出席委員11名

| | | | | |
|-------------|-------|-------|------|------|
| 被保険者代表 | 大竹典子 | 西川よし子 | 原朋子 | |
| 療養取扱機関代表 | 渡部敬俊 | 細野和久 | 伊藤雅敏 | |
| 公益代表 | 石川明二 | 服部正三郎 | 今井敦六 | 佐橋一子 |
| 被用者保険等保険者代表 | 中村美葉子 | | | |

欠席委員2名

| | | |
|----------|------|-----|
| 療養取扱機関代表 | 古田嘉且 | 大平誠 |
|----------|------|-----|

傍聴者数 1名

- 議 題
- 1 議事録署名者の選出
 - 2 諮問事項の協議
 - 3 その他の報告事項

■議事

| | |
|----|---|
| 会長 | <p>【1. 議事録署名者の選出】</p> <p>【2. 諮問事項の協議】</p> <p>第2号 国民健康保険税の資産割の廃止について</p> <p>それでは、議題2に入ります。前回からの引き続きとなっています、「諮問第2号 国民健康保険税の資産割の廃止について」を議題といたします。新年度に入り導入するということを前提にして、審議をいただいているわけですが、国保事業費納付金の試算結果も出たようですので、その辺も含めて審議をお願いしたいと思います。</p> |
|----|---|

| | |
|-----|---|
| | <p>それでは、事務局のほうから説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>国民健康保険事業費納付金の試算結果について説明</p> |
| 事務局 | <p>今年度資産割を廃止した場合について説明</p> |
| 会長 | <p>資産割の廃止を前提とした江南市の試算について説明してもらいました。前回は資料をつけたと思いますが、資産割の有無に関わらず、大体现状のようにいくんじゃないかと、説明を聞いてそう考えているわけですが・・・どうでしょうか。</p> <p>意見がありましたらお願いします。</p> |
| 委員 | <p>前回の時も話に出たと思いますが、資産割があるということは、二重課税とか、いろんな問題がでてくるわけですね。ですから、基本的には所得だけで対応していけば・・・。資産割は、他の市町村に資産があれば課税の対象にならない、という国保の特性があるわけですから、ないほうがすっきりしている。負担額は別として、所得一本でいくほうが分かりやすいと感じます。</p> |
| 会長 | <p>他にどうでしょうか。ご意見がありましたらお願いします。</p> |
| 委員 | <p>廃止の意見というのは、どこから出てきたのですか。</p> |
| 事務局 | <p>それぞれの県で賦課方式のあり方を考える中で、愛知県は、県の運営方針として、県下全域で3方式を賦課方式の算定基準としよう、今、決めているところです。ゆくゆくは、県下で共通の保険税水準にしようという中で、その基となる賦課方式を3方式にしよう、県は考えています。その方針にすぐに応じて3方式にするのかどうか、という議論はありますけれども、そういったことから、各自治体で賦課方式を検討している中で、江南市は、もともと4方式にはデメリットがあるという意見を踏まえて、この制度改正を機に3方式にしてはどうかということで、議論をいただいているところです。</p> |
| 委員 | <p>他府県も同じ傾向ですか？</p> |
| 事務局 | <p>他府県ですが、全ての県の情報が入ってくるわけではないのですけれども、</p> |

| | |
|----|--|
| | <p>東京、神奈川、埼玉あたりですと、もともと2方式の自治体が多くございます。といいますのは、平等割というのは世帯に係るものですから、例えば6人世帯でも、1人世帯でも同じ金額がかかります。都府県では1人世帯の方が多いという背景があり、そのあたりが不平等ではないか、という議論もあり、もともと2方式が多い。</p> <p>一方で、北海道や九州などの地方では、固定資産のある方は担税能力がある、という考え方がまだ強いものですから、4方式が多い。ということで、なかなか都市圏近郊以外では、共通化は難しいといった状況です。全国的にみますと、2方式もあれば3方式もあり、中には県内で全然そろわないところもある、といった状況となっています。</p> |
| 委員 | <p>廃止のほうがすっきりするね。</p> |
| 会長 | <p>75歳以上の後期高齢者医療制度がありますが、所得割と均等割の2方式です。後期高齢者医療制度は、原則的に1人当たりの計算で、世帯当たりの計算ではないから、そういうことができるのかもしれませんが。</p> <p>説明にもありましたように、ゆくゆくは3方式にする前提ということのようです。それから、資産割の廃止については、固定資産税とのいわゆる重複感がある、ということが大きい気もしますが、どうでしょうか。</p> <p>意見はありませんか。被保険者の委員の方、どうですか。</p> |
| 委員 | <p>この前から説明を聞いていて、それまで知らなかったのですが、固定資産について、市外にある人は資産割がかからなくて、市内にある人にはかかってくる、また固定資産税そのものがあるので、二重課税ではないか、という説明を聞いて、確におかしいなと思うので、資産割廃止の方向でいいと思います。</p> |
| 会長 | <p>それでは、諮問第2号 国民健康保険税の資産割の廃止につきまして、賛否をとりたいと思います。提案どおりで異議はありませんか。</p> |
| 委員 | <p>異議なし</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>異議なしということで、答申案どおり結尾させていただきます。</p> <p>答申の文面につきましては、事務局と私どもにお任せいただきたいと思います。答申ができしだい市長に報告しまして、その写しを皆様方にお示し</p> |

| | |
|-----|--|
| | させていただきます。ありがとうございました。 |
| 会長 | 続きまして、議題3 その他の報告事項です。 事務局よりお願いします。 |
| 事務局 | 「国民健康保険税の仮算定の廃止及び納付回数の見直しについての答申」 について報告 |
| 事務局 | 「愛知県国民健康保険運営方針（素案）」について説明 |
| 委員 | 財政の運営主体が県に変わるにあたり、保険料と保険税がありますが、それは変わらないですか？ |
| 事務局 | 愛知県内はほとんどが保険税を選択していますが、今回、この統一がはかられることはありません。それぞれ、従来どおりのやり方で、ということです。 |
| 委員 | 納付金は、保険税ですべてまかなえるのですか。 |
| 事務局 | 納付金につきましては、先ほども少し説明がありましたけれども、市町村固有の特別調整交付金などの公費等も含まれていますので、その公費等を除いた部分を保険税でまかなうことになります。 |
| 委員 | それ以外からの出金というのはないということですか？ |
| 事務局 | 納付金については、公費等と保険税をあわせたものです。その納付金によって、給付が担保されることになります。 |
| 委員 | 県単位になることによって、今までの滞納分はどうなるのですか？ |
| 事務局 | 保険税の賦課徴収につきましては、従来どおり市町村で担当することになりますので、そのまま引き続き、江南市の被保険者の滞納につきましては、江南市で対応していくことになります。 |
| 会長 | 1点確認したいのですが、標準保険料率が示されていますが、江南市の分は、江南市でまかなわなければいけない、ということですか。 |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>標準保険料率といいますのは、県から示される納付金を納めるにあたって、必要な保険税額を徴収する際の保険料率を示しているものですので、例えば、純粹に徴収した保険税だけで必要保険税額を納めようとした場合に、その標準保険料率まで賦課しないと集まらない、ということです。</p> <p>現在、江南市は法定外繰入金を一般会計からいただいていますので、その分、標準保険料率までいかななくても、独自で定めた保険料率でまかなえています。もし、そういったものがなくなれば、標準保険料率まで上げないと、納付金が納められなくなります。</p> |
| 委員 | <p>納付金が、例えば毎年100万円、江南市から県へ納める納付金が100ずつとします。先ほどからの話で、徴収が95だとすると、たらずまいの5ずつが累積されていきますね。それが心配だなという感じがします。</p> <p>例えば、市が徴収するのではなくて、もし仮に、県がやってくれるという話であれば、また別だと思いますが、その辺はどう考えていますか。</p> |
| 事務局 | <p>あくまでも、示された納付金は、市で責任をもって納めるといったことが大前提です。もし徴収不足でたらずまいということがあれば、例えば市の国保特別会計で積んでる基金を取り崩していったん払い、翌年度以降の税金のほうで調整する、といった方法が考えられますし、県は県で、今後は財政の運営主体となるため、この制度改正以降は新たに県で基金を設けます。その基金で、たらずまいの分をお借りすることもできると、交付ではなくいったん借りて返すという貸付のような制度もあると聞いています。</p> |
| 委員 | <p>県の方針でこういうことになるわけだから、県に責任とってもらえばいいのかなと思いますけれども。</p> |
| 事務局 | <p>あくまでも、不足が生じればそれぞれの自治体で責任を持って工面する、ということです。そのかわり、給付のほうは担保されると聞いております。</p> |
| 会長 | <p>現在やっている、法定外繰入金がありますね。来年度以降どうするのか、やめるのかどうかといったことは、分かりませんか？</p> |
| 事務局 | <p>先ほども、県の運営方針の概要で少し触れましたけれども、赤字解消・削減ということで、法定外繰入金も解消するよう言われていますので、江南市も法定外繰入金がありますことから、県と協議をしながら、削減計画を</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>立てていかなければいけないと考えています。具体的に、こういった期間で、こういった手順で進めるのか、というのは県とも協議しながら、また市の財政部局とも協議しながら検討していきたいと考えています。</p> |
| 委員 | <p>県と市町村が一体となって、というのであれば、やっぱり県がそれなりの青写真とかを示すわけですね</p> |
| 事務局 | <p>県によっては、県で画一的に、いつまでに、という期間を区切って、削減解消するよう指導するところもあるかもしれませんが、愛知県については、それぞれ自治体の実情に応じて、計画を協議しながら作っていきましょうということです。</p> |
| 委員 | <p>資料8ページに書いてある、赤字40億円というのは、県全体の数字ですか。</p> |
| 事務局 | <p>県全体の数字です。</p> |
| 会長 | <p>新年度からの話ですが、保険料率について、県が示す標準保険料率ですから、江南市が行う保健事業などは別と考えればいいですね。</p> |
| 事務局 | <p>納付金とは別に、保健事業などの分を考慮して、標準保険料率が示されます。</p> |
| 会長 | <p>あと、別のものは何ですか。</p> |
| 事務局 | <p>資料1ページの下の方、保険料収納必要額の右端をご覧ください。納付金とは別に、保健事業、葬祭諸費等とあります。葬祭諸費等とは葬祭費とか出産育児一時金のことですが、そういったものは市町村ごとでまかなうとされています。</p> |
| 会長 | <p>標準保険料率とは、医療費に係るものだけですね。</p> |
| 事務局 | <p>納付金は医療費に係るもの、標準保険料率は市町村ごとでまかなう給付分をプラスしたものです。</p> |
| 委員 | <p>愛知県の運営方針に、3年ごとに検証とありますが、厳しくなってきたと</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>ということですか。</p> <p>3年ごとの検証というのは、県の運営方針そのもののことです。税、資格、給付など、様々な項目が入っていますけれども、この運営方針自体を3年ごとに見直しながらか進めていくということです。</p> |
| 委員 | <p>運営方針は、もともとあったのですか。</p> |
| 事務局 | <p>はじめて作成されるものです。</p> |
| 会長 | <p>他に、何かありますか。</p> |
| 事務局 | <p>最後に、次回の話させていただきます。</p> <p>以前お配りしました、制度改正のスケジュールにもありますけれども、1月の下旬ごろに、県の係数、確定する納付金を踏まえまして、税率を最終決定したいと考えています。1月の下旬に、税率の最終決定と、江南市はまだ法定限度額に到達していませんので、法定限度額についても協議をしていただく必要があります。またよろしくお願ひします。</p> |
| 会長 | <p>本日の協議はこれまでといたします。</p> <p>平成29年度 第3回江南市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。 ありがとうございました。</p> <p>《平成29年度 第3回 江南市国民健康保険運営協議会 終了》</p> |